

事務連絡
平成25年2月12日

各都道府県・保健所設置市自動車リサイクル法主管部（局） 御中

経済産業省製造産業局自動車課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

使用済自動車の定義及び違法解体ヤード等対策の推進について

使用済自動車の適正処理の推進については、日頃より御尽力いただきありがとうございます。

自動車の解体施設の中には、盗難自動車を海外に輸出する目的で部品に解体するなど、様々な不法行為の温床となっている違法な解体ヤードの存在が確認されています。

使用済自動車の解体等を業として行うためには、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に基づく解体業の許可が必要であり、無許可営業を行う事業者への対処については平成16年9月17日付け事務連絡「無許可営業への対処について」を、違反行為に対する行政処分等については平成17年5月9日付け事務連絡「使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について」を既にお示ししているところですが、下記について御留意の上、法に基づく積極的な行政処分等を実施していただくよう、改めてお願いいたします。

なお、中古自動車の輸出時における一時的な部品の取り外し範囲については、別添のとおり関係者に周知していますので、併せてお知らせいたします。

記

1 使用済自動車の定義について

「使用済自動車」とは、法第2条第2項において、自動車のうち、その使用を終了したものをいうこと。

通常、自動車を使用済自動車とするかどうかは、様々な情報を基に、その所有者の意思により判断されることとなりますが、ハーフカット、ノーズカット、ルーフカット又はテールカットが行われている場合、盗難等の被害に遭い、エンジン、車軸、サスペンション等の取り外しが行われている場合には、これらの行為が行われる前に既に使用済自動車となっていたことが外形上明らかであることから、法的にも使用済自動車として取り扱うことが適当であること。

また、不法投棄・不適正保管の疑いがある事案の場合、占有者が確知されないことや占有者の主張が社会通念と異なることがあるため、当該自動車の客観的な状況に基づき、

場合によっては占有者の主張によらず、使用済自動車であるか否かを判断する必要があること。

2 違法解体ヤード等対策の推進

違法な解体ヤードの実態を把握するためには、行政庁が法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく立入検査権限を積極的に行使していくことが重要であり、立入検査時に、法に定める基準に従わずに使用済自動車の解体行為が行われていることその他の違反行為を確認した場合には、生活環境保全上の支障の発生又はその拡大を防止するため、速やかに行政処分を行うこと。特に、許可を受けた解体業者が盗難自動車の解体行為を行っていることが疑われる場合にあっては、その悪質性の高さに鑑み、法第62条に基づく許可基準を満たしているかどうか改めて厳正に調査するとともに、基準違反があった場合には、積極的に法第66条に基づき、その許可を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることが適当であること。

なお、解体ヤードに保管されている自動車やその部品が盗難被害品であると疑われる場合は、捜査機関に積極的に情報提供を行うこと。

以上

(別添)

関係者各位

平成25年2月4日
経済産業省製造産業局自動車課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

中古自動車の輸出時における一時的な部品の取り外し範囲について
のお知らせ

中古自動車の輸出については、コンテナを利用した輸出の増加や、不適正に解体された自動車を中古車として称して輸出する事例が確認されていることなどを踏まえ、中古車の輸出とは認められない事例、中古車の輸出として認められる部品取り外しの範囲及び廃棄物の輸出に該当する事例について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 中古車の輸出とは認められない事例

次の作業が行われたものは、外見上自動車としての使用を終えていることが明確であることから、中古車として輸出することはできません。また、こうした作業は、使用済自動車の解体行為であり、自動車リサイクル法の解体業の許可を受けた解体業者でなければ行うことができません。

ハーフカット、ノーズカット、ルーフカット、テールカット、
エンジンの取り外し、車軸の取り外し、サスペンションの取り外し

2. 中古車の輸出として認められる部品取り外しの範囲

1以外の場合でも、輸出に当たり部品の取り外しを行うときは、自動車リサイクル法の解体行為に当たる可能性があります。

ただし、次の付属品等を取り外す行為は、解体行為とは解釈されません。

カーナビ、カーステレオ、カーラジオ、車内定着式テレビ、
ETC車載器、時計、サンバイザー、サイドバイザー、
ブラインド(カーテン、カーテンレールを含む。) 泥除け、消火器、
運賃メーター、防犯灯、防犯警報装置、防犯ガラス(プラスチック製のものを含む。) タコグラフ(運行記録計) 自重計、
運賃料金箱(両替機を含む。)

また、次の品目については、コンテナ輸送に伴う積載効率の観点からやむを得ず一時的に取り外し、これらを取り外された車両と同一のコンテナに積載する場合に限り、その取り外しは解体行為とは解釈されません。

タイヤ、ミラー、バンパー、ボンネット、 リアハッチ・トランクリッド

3. 廃棄物の輸出に該当する事例

使用済自動車、解体自動車（ ）特定再資源化物品は、自動車リサイクル法第 121 条に基づき、廃棄物とみなされます。廃棄物を輸出する場合、廃棄物処理法に基づき、環境大臣の確認が必要です。

このため、1の から までに掲げるハーフカット等の作業が行われた自動車を輸出しようとした場合であって、フロン類、エアバッグ類、鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯が回収されていないときは、廃棄物の輸出に該当するおそれが高く、違法な輸出が未遂であっても、廃棄物の未確認輸出として、罰せられる可能性があります。

適正に解体され、その全部を利用するものとして輸出業者等に引き渡されたものは、一律には廃棄物とみなされず、個別に該否が判断されます。

4. 問い合わせ先

経済産業省製造産業局自動車課自動車リサイクル室

TEL 03-3501-1690

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

TEL 03-5501-3153